

## 長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要領

### （通則）

第1条 長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及びこの要領の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

そのため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

### （交付の対象）

第3条 この補助金は、「長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」により、県が適当と認める者が行う事業等に要する経費を補助の対象とする。

### （申請手続）

第4条 この補助金の交付の申請については、第1号様式による申請書に係る書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

### （補助額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の事業区分ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収

入額（実施主体が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助額とする。

（補助金等の交付）

第6条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができる。

2 規則第5条の規定により交付の決定の通知を受けた補助事業者は、「長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金交付請求書（概算払）」（第5号様式）を提出しなければならない。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

2 前項の場合において、交付の決定を受けた額を減とする申請を行なう場合には、第1号様式の3による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに行なうものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付す。

- （1）各事業計画の各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- ( 6 ) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ( 7 ) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ( 8 ) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 3 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- ( 9 ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### （交付の決定の除外）

第 9 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- ( 1 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ( 2 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ( 3 ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

#### （補助金の交付の決定の通知）

第 10 条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に「長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金交付決定通知書」（第 4 号様式）により通知しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が第9条各号のいずれかに該当することが判明し、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、第2号様式による実績報告書に關係書類を添えて提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

## 別表

	事業区分	基準額	対象経費	補助率
長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10 / 10 以内
	在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10 / 10 以内
	在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10 / 10 以内

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

(法人名)  
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- |  |    |
|--|----|
| 1. 障害福祉慰労金事業                                   | 千円 |
| 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） | 千円 |
| 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） | 千円 |
| 3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業        | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(様式1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	補助予定額(千円)						審査 結果	
							障害福祉慰労 金	20万円 対象者の 有無	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 を除く。)	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 に限る。)	個別再開支援 助成事業	再開環境整備 助成事業		合計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

(注) 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書

施設概要							
事業所番号		事業所名称					
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号		担当部署名	
提供サービス(プルダウンから選択)			定員	人	職員数 (派遣含む)	人	
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載		<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載				
	<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載		<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				

口座情報	
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意す	
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

支出予定額

1. 障害福祉慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。					申請額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円 (千円未満切捨)

2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)		補助上限額	申請額	今回申請分②	#N/A	千円
【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】		#N/A	千円	既申請分		千円
				年度合計額	#N/A	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)		補助上限額	申請額	千円
		#N/A	千円	

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
工事請負費		
原材料費		
需用費		
役務費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業			申請額③	千円
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000円	対象利用者数		人
計画相談支援	1,500円	対象利用者数		人
障害児相談支援	2,500円	対象利用者数		人

4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における 環境整備への助成事業		補助上限額	申請額	今回申請分④	#N/A	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】		#N/A	千円	既申請分		千円
				年度合計額	#N/A	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	





(第1号様式の2)

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

(法人名)  
(役職・代表者名) 印

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- |  |    |
|--|----|
| 1. 障害福祉慰労金事業                                   | 千円 |
| 2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く） | 千円 |
| 2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る） | 千円 |
| 3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業        | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 法人名	補助予定額(千円)						審査 結果	
							障害福祉慰労 金	20万円 対象者の 有無	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 を除く。)	感染対策費用 助成事業 (多機能型居室 に限る。)	個別再開支援 助成事業	再開環境整備 助成事業		合計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

(注) 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書											
施設概要											
事業所番号			事業所名称								
所在地		都道府県名	住所		連絡先	電話番号		担当部署名			
提供サービス(プルダウンから選択)					定員	人	職員数	(派遣含む)	人		
事業区分		<input type="checkbox"/> 障害福祉慰労金事業 → 1を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載						
		<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載						
受取口座情報											
金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)		(フリガナ) 口座名義				
		支店コード		普通							
ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄に御記入ください)			口座番号 (右詰めでお書きください)		(フリガナ) 口座名義				
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見聞き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。		※									
支出予定額											
<b>1. 障害福祉慰労金事業</b> ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。						申請額①	千円				
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円 (千円未満切捨)					
<b>2-1. 感染対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業</b> (多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)						補助上限額	申請額	今回申請分②	#N/A	千円	
【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】						#N/A	千円	既申請分	千円		
						年度合計額		#N/A	千円		
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等								
賃金・報酬											
謝金											
会議費											
旅費											
需用費											
役務費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計	0										
<b>2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業</b> (多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)						補助上限額					
						#N/A	千円	申請額	千円		
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等								
工事請負費											
原材料費											
需用費											
役務費											
旅費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計	0										
<b>3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業</b>						申請額③	千円				
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000円		対象利用者数		人						
計画相談支援	1,500円		対象利用者数		人						
障害児相談支援	2,500円		対象利用者数		人						
<b>4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業</b>						補助上限額	申請額	今回申請分④	#N/A	千円	
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						#N/A	千円	既申請分	千円		
						年度合計額		#N/A	千円		
科目	所要額(円)		用途・品目・数量等								
賃金・報酬											
謝金											
会議費											
旅費											
需用費											
役務費											
委託料											
使用料及び賃借料											
備品購入費											
合計	0										





年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名

印

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付長崎県指令 障福第 号で交付決定の通知があった長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金について、事業計画を変更し長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金（年間所要額）円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 所要額算出内訳（様式1）
- 2 事業所・施設別所要額一覧（様式2）
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（様式3）

(様式1)

## 所要額算出内訳

法人名

(単位：円)

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	法人名	対象経費の	基準額	補助金	補助金	超過(返還)額
					支出予定額	(各事業の 上限額の計)			
					A	B	C	D	E (D-C)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
合 計					0	0	0		0

(注1) C欄には、A欄、B欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。



(様式3)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施計画書									
施設概要									
事業所番号		事業所名称			電話番号		担当部署名		
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号		障害福祉課			
提供サービス(プルダウンから選択)				定員	人	職員数 (派遣含む)	人		
事業区分	<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載					
※ 支出額									

**2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業**  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)

【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	所要額	千円
			#N/A 千円		
賃金・報酬					
謝金					
会議費					
旅費					
需用費					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計	0				

**2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業**  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	所要額	千円
			#N/A 千円		
工事請負費					
原材料費					
需用費					
役務費					
旅費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計	0				

**3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事**

	所要額	千円
利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数 人
計画相談支援	1,500 円	対象利用者数 人
障害児相談支援	2,500 円	対象利用者数 人

**4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における**  
**環境整備への助成事業**

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	補助上限額	所要額	千円
			#N/A 千円		
賃金・報酬					
謝金					
会議費					
旅費					
需用費					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計	0				

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法人名  
代表者名

印

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金実績報告書

令和 年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

(1) (様式1) 精算額算出内訳

(2) (様式2) 事業所・施設別実績額一覧

(3) (様式3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施報告書

(4) その他参考となる資料

・対象経費の納品書（物品の場合）

- ・対象経費の写真（消耗品、人件費等を除く）
- ・対象経費の支出状況にかかる証憑
- ・再開支援は記録等、事業の対象であることがわかる証憑

（５）歳入歳出決算見込書抄本

(様式1)

## 精算額算出内訳

法人名

(単位：円)

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	法人名	対象経費の	基準額	補助金	補助金	超過(返還)額
					実支出額	(各事業の 上限額の計)			
					A	B	C	D	E (D-C)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
合 計					0	0	0		0

(注1) C欄には、A欄、B欄の額を比較して最も低い額の範囲内とすること。



(様式3)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実施報告書									
施設概要									
事業所番号		事業所名称			電話番号		担当部署名		
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号		障害福祉課			
提供サービス(プルダウンから選択)				定員	人	職員数 (派遣含む)	人		
事業区分	<input type="checkbox"/> 感染対策徹底支援事業 → 2-1,2-2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			<input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載					
※ 支出額									

**2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業**  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。)

補助上限額	支払済額	千円
#N/A 千円		

【感染拡大防止対策やサービスの提供体制の確保のための経費】

科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

**2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業**  
(多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。)

補助上限額	支払済額	千円
#N/A 千円		

科目	支払済額(円)	用途・品目・数量等
工事請負費		
原材料費		
需用費		
役務費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

**3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業**

利用者1人当たり単価(計画相談支援及び障害児相談支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数	人
計画相談支援	1,500 円	対象利用者数	人
障害児相談支援	2,500 円	対象利用者数	人

**4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業**

補助上限額	支払済額	千円
#N/A 千円		

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目	支払済額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	0	

第3号様式

番 号  
年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

法人・代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

## 長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付決定通知書

住所  
法人名  
役職・代表者名

令和 年 月 日付で申請のあった長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道

## 1 交付決定額

事業に要する経費	円
交付決定額	円

## 2 交付の決定内容

補助金の対象となる事業は、長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱3に定める事業であり、その内容は令和 年 月 日付令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書記載のとおりである。

## 3 交付の条件

- (1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

3 支払の時期 令和 年 月 日

4 支払の金額

令和 年 月 日付令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に係る交付申請書の記載の申請額のとおり

(「1. 障害福祉慰労金事業」「2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室分を除く)」「2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業(多機能型簡易居室分に限る)」「3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業」「4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業」を含む)

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金の計画変更承認書  
及び長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金交付決定通知書

住所  
法人名  
役職・代表者名

令和 年 月 日付で申請のあった長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第7条の規定による令和 年 月 日付長崎県指令 障福第 号の交付決定通知の一部を下記のとおり変更したので通知する。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 交 付 決 定 額 円

3 交付の決定内容

補助金の対象となる事業は、長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱3に定める事業であり、その内容は令和 年 月 日付令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る（変更）交付申請書記載のとおりである。

4 交付の条件

- (1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大

臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) 支払の時期 令和 年 月 日

## 6 支払の金額

令和 年 月 日付令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る（変更）交付申請書の記載の申請額のとおり

（「1. 障害福祉慰労金事業」「2-1. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分を除く）」「2-2. 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室分に限る）」「3. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による利用者への再開支援への助成事業」「4. 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業」を含む）

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金交付請求書（概算払）

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により、請求します。

なお、長崎県国民健康保険団体連合会の指定する口座へ振り込むことに同意します。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法人名  
役職・代表者名

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金交付請求書（概算払）

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった長崎県  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金を上記のとおり交付  
されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定  
により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法 人 名  
役職・代表者名

印

金融機関名	支店名	分類	口座番号
銀行	支店	預金	
口座名義（フリガナ）			
フリガナ 口座名義			

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金交付請求書（概算払）

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知を受け、  
年 月 日付長崎県指令 第 号で変更交付決定の通知があった長崎県  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金を上記のとおり交付  
されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定  
により、請求します。

なお、長崎県国民健康保険団体連合会の指定する口座へ振り込むことに同意し  
ます。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法人名  
役職・代表者名

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）  
補助金交付請求書（概算払）

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知を受け、  
年 月 日付長崎県指令 第 号で変更交付決定の通知があった長崎県  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金を上記のとおり交付  
されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定  
により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

申請者 住 所  
法 人 名  
役職・代表者名

印

金融機関名	支店名	分類	口座番号
銀行	支店	預金	
口座名義（フリガナ）			
フリガナ 口座名義			